

1 サービス提供責任者の要件

要件

サービス提供責任者については、次のいずれかに該当する常勤の従業者から選任すること。

	介護福祉士	養成研修修了者（各研修に相当する研修を含む）						厚生労働大臣が定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者
		実務者研修	居宅介護職員初任者研修	介護職員初任者研修	介護職員基礎研修	居宅介護従業者養成研修課程（1級）・訪問介護員（1級）	居宅介護従業者養成研修課程（2級）・訪問介護員（2級）	
居宅介護	○	○	△※1	○	○	△※1		
重度訪問介護	○	○	△※1	○	○	△※1		
同行援護	△※2	△※2	△※1・2	△※2	△※2	△※1・2		○
行動援護 ※5	△※4	△※4	△※1・4	△※4	△※4	△※1・4	※3	

上記表の○は、その資格のみで要件を満たすことを指す。

上記表の△は、以下の要件も必要であることを指す。

- ※1 実務経験 3 年かつ 540 日以上必要（注）。ただし、令和 3 年 4 月以降、居宅介護において当該者がサービス提供責任者として作成した居宅介護計画に基づき支援を行った場合、報酬の 30%が減算される。
- ※2 上記表の「同行援護」の△の資格要件に該当する者であって、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程。相当すると奈良県知事が認めるものを含む。）を修了した者
- ※3 「行動援護」は、行動援護従業者養成研修（相当すると奈良県知事が認めるものを含む）修了者で、知的障害者（児）又は精神障害者の直接支援に 3 年以上従事した経験がある者。
- ※4 「行動援護」は、令和 6 年 3 月 31 日までの間に限り、居宅介護に係るサービス提供責任者の資格要件に加え、知的障害者（児）又は精神障害者の直接支援に 5 年以上従事した経験がある者でも可。

（注）・1 年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が 1 年以上であり、かつ、業務に従事した日数が 1 年あたり 180 日以上であることをいうものとする。

（例）3 年以上の実務経験 ⇒ 従事期間 3 年以上かつ従事日数 540 日以上要

- ・実務経験として認められる業務については、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（＝「業務の範囲通知」）に記載のあるものに限られる。
- ・実務経験の要件が達成された時点と研修修了時点との時間的な前後関係は問わない。
- ・介護等の業務に従事した期間には、ボランティアとして介護等を経験した期間は原則として含まれない。